平成２６年（再イ）第１６号

兵庫県明石市二見町東二見892番地の１　プレステージ明石東二見駅前201号

再生債務者　藤田　文男

１　決議に付する再生計画案　平成26年10月15日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月17日

３　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月17日まで

平成26年10月17日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２６年（再イ）第３７号

広島県廿日市市宮内4678番地１

再生債務者　須山　正義

１　決議に付する再生計画案　平成26年10月９日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月17日

３　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月17日まで

平成26年10月20日

広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第２号

愛媛県大洲市喜多山甲92番地

再生債務者　仲岡　忠志

１　決議に付する再生計画案　平成26年10月７日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月17日

３　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月17日まで

平成26年10月20日　松山地方裁判所大洲支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第１４号

栃木県宇都宮市上戸祭４丁目６番１号

再生債務者　池沢　真治

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成26年10月20日

宇都宮地方裁判所第１民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第４号

秋田市山手台２丁目１番地25

再生債務者　豊島　雅一

１　決定年月日時　平成26年10月20日午後２時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年11月10日まで

４　一般異議申述期間　平成26年11月21日から平成26年12月２日まで

秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（再ロ）第１号

青森県黒石市大字浅瀬石字龍ノ口155番地22

再生債務者　村上　健次

１　決定年月日時　平成26年10月17日午後２時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年11月14日まで

４　一般異議申述期間　平成26年11月28日から平成26年12月19日まで

青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（再ロ）第３２号

大阪府寝屋川市高宮あさひ丘46番14号

再生債務者　辻　　義己

１　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年11月14日まで

４　一般異議申述期間　平成26年11月17日から平成26年12月１日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第２号

大分市東大道１丁目６番38―803号　サンヴィレッジ岡松

再生債務者　内田　麻希

１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年10月17日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成26年11月10日まで

平成26年10月20日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（再ロ）第２号

金沢市弥勒町カ160番地１　ドウ・ピリア201

再生債務者　永源　浩治

１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年10月10日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成26年11月17日まで

平成26年10月20日　金沢地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１号

島根県浜田市天満町14番地７

再生債務者　山本　竜児

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年10月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年10月20日　松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（再ロ）第２号

北海道旭川市永山４条17丁目４番23号

再生債務者　佐藤　　健

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年10月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年10月20日　旭川地方裁判所民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十月二十日

掲載貢　一五〇貢（号外第二三一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十月二十日

掲載貢　一五一貢（号外第二三一号）

平成二十六年十月二十八日

東京都荒川区東尾久八丁目八番一四号

（甲）株式会社南北伸銅所

代表取締役　川中子雅一

東京都荒川区東尾久八丁目八番一四号

（乙）株式会社エヌシー

代表取締役　川中子雅一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年九月二十四日

掲載貢　五十九貢（号外第二一〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年九月二十四日

掲載貢　六十貢（号外第二一〇号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年九月二十四日

掲載貢　六十一貢（号外第二一〇号）

平成二十六年十月二十八日

東京都中野区大和町四丁目五一番三〇号

（甲）株式会社アレス

代表取締役　山田　忠彦

東京都品川区南大井三丁目一番一七号

（乙）株式会社扶桑産業

代表取締役　山田　忠彦

東京都杉並区高円寺北二丁目二番一二号

（丙）株式会社Office B-one

代表取締役　山田　忠彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十六年十月二十七日

掲載貢　二貢

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十月二十八日

東京都港区南麻布五丁目二番三二号

（甲）株式会社マーションジャパン

代表取締役　フィリップ・ジー・ヒバート

東京都港区南麻布五丁目二番三二号

（乙）マーションジャパンインターナショナル有限会社

取締役　フィリップ・ジー・ヒバート